

大阪市西成区役所とレッドハリケーンズ大阪との連携に関する協定書

大阪市西成区役所（以下「甲」という。）とラグビーチーム「レッドハリケーンズ大阪」を保有する株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の連携と協力のもとに、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野において活動の充実を図るとともに、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）スポーツの普及、競技力の向上に関すること
- （2）トップアスリートやコーチの地域や学校等への派遣に関すること
- （3）区民等を対象にしたスポーツ教室の開催に関すること
- （4）その他前条の目的を達成するために公益性があると認める事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定期間）

第3条 本協定期間は令和6年9月26日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1カ月前までに甲又は乙から解除の申出をしなかったときは、協定期間満了の日の翌日から起算してなお1年間更新するものとし、以後協定期間満了のときにおいてもまた同様とする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。また、甲乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行う。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た秘密情報を、第三者に開示、漏えい又はこの協定に定めるもの以外の目的のために使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

令和6年9月26日

(甲) 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

大阪市西成区長

臣永 正廣

(乙) 大阪市北区梅田一丁目10番1号

株式会社NTTドコモ

執行役員 関西支社長

根本 浩二